

# 第3次 真狩村地球温暖化対策実行計画

【真狩村の事務・事業における温室効果ガス削減計画】

令和4年7月

企画情報課企画情報係

# 目 次

第1章 基本的事項.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の範囲.....	2
第2章 温室効果ガスの排出状況.....	4
1 温室効果ガス総排出量.....	4
(1) 温室効果ガス総排出量について.....	4
第3章 取組.....	5
1 取組内容.....	5
(1) 直接効果が把握できる取組.....	5
(2) 間接的に効果がある取組.....	7
第4章 推進と点検・評価.....	8
1 推進体制.....	8
(1) 推進本部.....	8
(2) 推進担当者.....	8
(3) 事務局.....	8
2 点検・評価.....	9
3 公表.....	9
第5章 資料編.....	10
1 各課別エネルギー使用料及び温室効果ガス排出量（2016年度）.....	10

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリで開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

これらの動きを受けて、国内では1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、日本の中期目標として、国内における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げられましたが、国際的な流れを鑑みて2021年4月、新目標として、2030年度に2013年度比46%減、また50%削減の高みを目指すと発表されました。

本村では、2002年「まっかりエコオフィスプラン（地球温暖化実行計画）」、2008年「第2次真狩村地球温暖化対策実行計画」を策定し、村の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。本計画においても村が更なる環境負荷軽減を率先して実行し、継続的な温室効果ガスの抑制と改善を目指します。

## 2 計画の目的

第3次真狩村地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、本村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 3 計画の範囲

本計画の対象は「本村の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

部署名	対象施設
総務課	役場庁舎全般、総務課、富里研修センター、知来別克雪センター、御保内研修センター、街路灯ほか
企画情報課	企画情報課、道の駅真狩フラワーセンター、研修センター、まっかり温泉、羊蹄山自然公園、交流プラザ（村山歯科診療所含む）、一般廃棄物最終処分場
住民課	住民課、保健福祉センター、（村山歯科診療所）、野の花診療所
税務課	税務課
産業課	産業課
建設課	建設課、除雪センター、浄化センター、各種水道施設
農業委員会	農業委員会
議会事務局	議会事務局
教育委員会	教育委員会、公民館、給食センター、真狩小学校、御保内小学校、真狩中学校、真狩高校、耕心寮、羊蹄ふるさと館
保育所	まっかり保育所、御保内保育所、子育て支援センターゆうゆう

※ 公用車等のガソリン量は、所管の部署において記入。

## 4 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量を多く占めている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)のみとします。

## 5 計画期間

基準年を2016年度とし、2021年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から4年後の2025年度に計画の見直しを行います。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等により必要に応じて見直し・修正を行います。

年 度							
2016	...	2022	2023	2024	2025	...	2030
基準年		計画開始			見直し		

## 第2章 目 標

### 1 温室効果ガス総排出量の削減目標

#### (1) 第3次真狩村地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス排出状況

本村の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年2016年度において2,170t-CO<sub>2</sub>で、エネルギー種別では灯油が全体の40.5%を占め、次いで電気が32.9%、重油13.9%、軽油7.8%、最終処分場の埋め立てや自動車の走行による排出が3.7%、ガソリン1.7%、液化石油ガス0.1%の割合となっております。

2019年度の温室効果ガス排出量は、2,042 t-CO<sub>2</sub>、2020年度は1,950 t-CO<sub>2</sub>と減少傾向にあります。エネルギー種別にみると重油やガソリンの排出量は減少しているものの軽油や電気の量は増加していることがわかります。

#### 真狩村温室効果ガス排出状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

区 分	2016年度	2019年度	2020年度	増減比 (2016-2020比較)	構成比 (2016年度)
ガソリン	37.1	34.4	26.9	△27.6%	1.7%
灯 油	877.9	837.7	808.3	△7.9%	40.5%
軽 油	168.4	187.6	194.5	15.5%	7.8%
A 重 油	301.4	189.3	173.7	△42.4%	13.9%
液化石油ガス(LPG)	3.2	4.9	4.4	36.2%	0.1%
電 気	713.0	727.4	731.9	2.6%	32.9%
最終処分場埋め立て 自動車の走行	69.0	61.0	10.0	△85.5%	3.2%
	2,170	2,042	1,950	△10.2%	100.0%

## (2) 温室効果ガスの排出削減目標

2030年度に基準年度（2016年度）比で50%を削減することを目標とします。

	2016年度(基準年)	2025年度(△25%)	2030年度(△50%)
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	2,170	1,628	1,085

## 第3章 取組

本村の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

### 1 取組内容

#### (1) 直接効果が把握できる取組

##### ① 電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り、勤務終了後の早期退庁を奨励します。やむを得ず、夜間残業や休日出勤を行う場合は業務に支障のない照明は消灯します。
- ・会議室、トイレ、給湯室等は使用後の消灯を徹底します。
- ・昼休みは窓口業務を除き、原則消灯とします。
- ・昼休みや会議などで長時間使用しない場合は、パソコン等の電源をこまめに切るよう努めます。
- ・照明器具は定期的に清掃を行います。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・LED照明や人感センサー式の照明の導入に努めます。
- ・電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

## ② 燃料使用量の削減

### 施設に関すること

- ・ 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行います。暖房器具のまわりは整頓・清掃し、能力の低下を防ぎます。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ 各自でその温度にあった服装を調整するクールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・ 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した整備、高気密、高断熱改修を検討します。
- ・ 太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討します。
- ・ 公共施設の建設・改修にあたっては、太陽光発電装置や蓄電池、高効率ヒートポンプなどの温室効果ガス排出を軽減する機器の導入を検討します。

### 公用車に関すること

- ・ 急発進、急加速は行わないなどエコドライブに取り組みます。

#### エコドライブ10のすすめ

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物は降ろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

- ・ 車両を適正に整備・管理し、公用車台数の見直しも随時検討します。
- ・ 公用車の更新は小型車や低燃費車やハイブリット車、電気自動車の導入を検討します。

- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、アイドリングは控えます。
- ・ 近距離の場合は、原則徒歩や自転車で移動します。
- ・ 出張時等同方向への移動は、乗り合わせるようにします。

### ③ 物品等の新規、更新

- ・ 物品等の新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。

### ④ 村有林の整備・保全と利用

- ・ 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

## (2) 間接的に効果がある取組

### ① 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ 古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するように努めます。
- ・ 必要性を考慮し、書類の作成は最小限となるよう努めます。

### ② 事務用品

- ・ 事務用品、備品は長期にわたって使用できるよう大切に扱います。
- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

### ③ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 節水型機器の導入について検討します。
- ・ 石鹼・洗剤の使用料を必要最小限に抑えます。

### ④ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

- ・ファイル類は再利用に努めます。

#### ⑤ 普及啓発の取組

- ・職員や住民のみなさんへ広報誌やホームページを通じて、地球温暖化対策に関することや実行計画の取組内容の周知をはかり、目標達成のため、省エネルギー、省資源、ごみの減量化、リサイクルの普及啓発を実施します。
- ・未来を担う子どもたちとともに地球温暖化対策を実行していけるよう、環境学習など各学校での普及啓発を図ります。

## 第4章 推進と点検・評価

### 1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 推進本部

村長を本部長、副村長・教育長を副本部長とし、その他課長職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

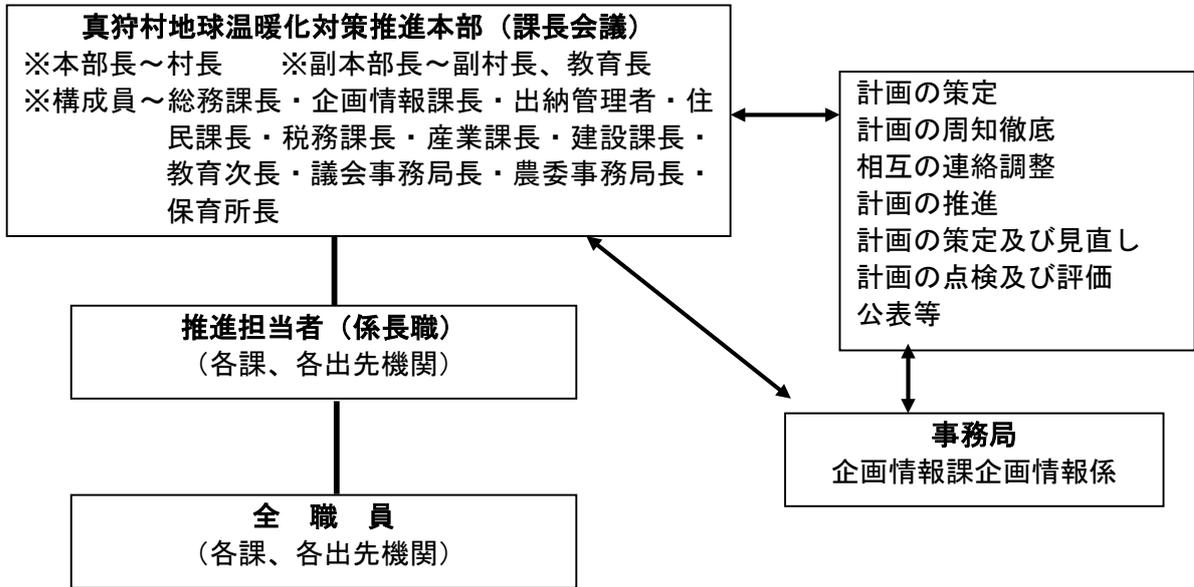
#### (2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていきます。

#### (3) 事務局

事務局を企画情報課企画情報係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

## 推進体制組織図



## 2 点検・評価

事務局が各推進担当者をとおり、進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行い、各年度の状況を、翌年度までにとりまとめます。

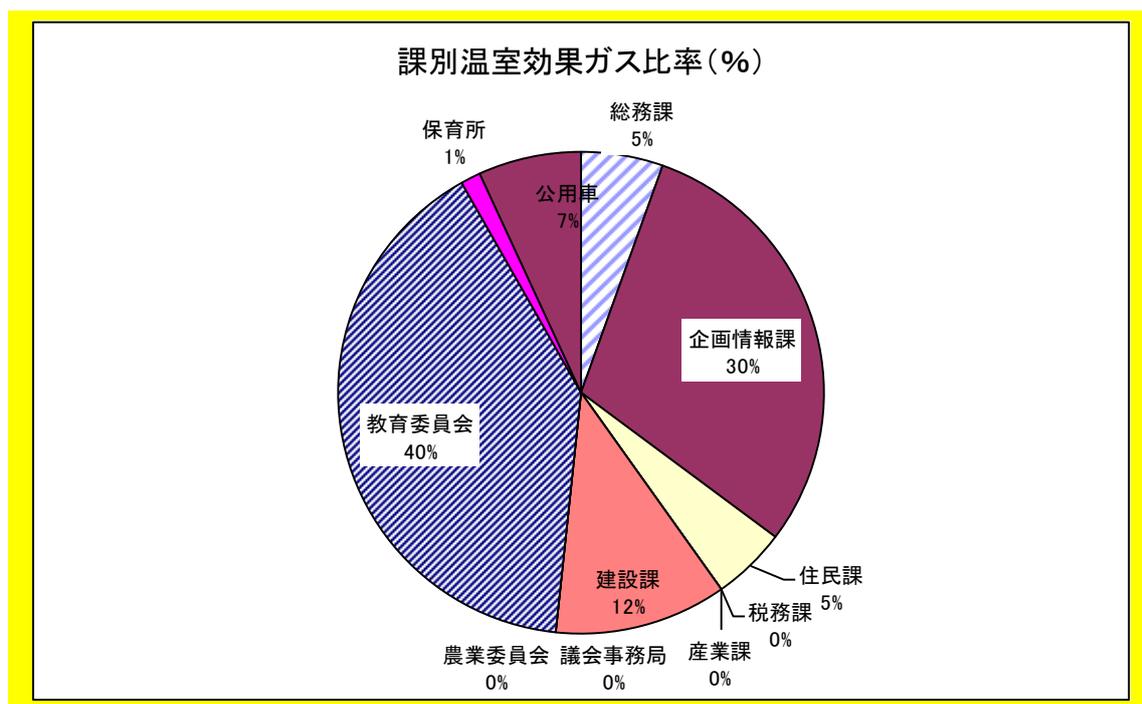
## 3 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報誌、ホームページ等により公表します。

## 第5章 資料編

### 1 各課別エネルギー使用及び温室効果ガス排出量（2016年度）

区分	ガソリン (リットル)	灯油 (リットル)	軽油 (リットル)	A重油 (リットル)	LPガス (m3)	電気 (kwh)	温室ガス排出量 (t-co2)	割合 (%)
総務課	91.3	20,312.0			304.5	113,478.0	114.7	5.3
企画情報課	1,122.6	171,946.4	1,153.9			344,838.0	693.1	31.9
住民課		23,413.6				83,512.0	104.6	4.8
税務課								0.0
産業課								0.0
建設課	58.0	1,365.0				427,954.0	241.0	11.1
議会事務局								0.0
農業委員会								0.0
教育委員会	3,486.8	124,832.3	17,991.0	111,200.0	773.3	314,873.0	843.8	38.9
保育所	229.0	10,681.7	198.0				27.6	1.3
公用車	11,025.0		45,924.0				145.1	6.7
合計	16,012.7	352,551.0	65,266.9	111,200.0	1,077.8	1,284,655.0	2,170.0	100.0



## 2 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

### 第21条

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。